

保育所入所 Q&A

Q…入所希望が多いと聞きますが、平成26年度4月からの入所はできますか？

A…入所基準に該当していれば入所できます。

ただし、受入れ可能な児童数を超える申し込みがあった場合は、保育に欠ける程度が高い順から優先的に入所となります。

一般的には、父母共働き、または母子・父子家庭で、勤務時間の長い方は優先度が高く、勤務時間の短い方は優先度が低くなります。加えて保育支援状況など、総合的に保育に欠ける状況を勘案のうえ審査します。

Q…26年度の申し込み期間中に仕事が決まっていない場合は入所できないのでしょうか？

A…入所申込書や源泉徴収票などの必要書類を先に提出し、雇用証明書（又は予定）を3月中旬までに提出してください。3月中旬に雇用先が決定しなかった場合、入所は取り消しとなります。

Q…年度の途中で、入所できますか？

A…年度途中であっても入所基準に該当していれば入所できます。

ただし、年齢によって保育士数の配置基準があること、又は定員に余裕がない状況も想定されますので、必ず事前に問い合わせ、確認をお願いします。

年度途中での就労が概ね決まっている場合（育児休業明けなど）は、2月の申し込み期間中にお知らせください。

Q…内職をする場合はどのような書類が必要ですか？

A…「内職申出書」を提出していただきます。

「内職申出書」には下段に調査確認欄がありますので、賃金明細や納品書など、内職をしていることが証明されるものを添付していただくこととなります。

なお、入所後も就労の実態を把握するため、調査や確認を定期的に行います。

「内職」は家庭での保育が全く不可能ではないため、保育に欠ける優先順位としては低くなります。

Q…子育て支援ルーム「チャチャ」について教えてください。

A…保健センター2階の研修室を借りて、保育所の入所基準に該当しない4才児（年中）を対象に、午前中のみ保育支援を行っています。27年度認定こども園に併設される予定の「子育て支援センター」開設までの措置としていきます。内容等詳しくお知りになりたい方は中央保育所までお問い合わせください。

※入所に関する問い合わせは、中央保育所（電話・告知端末機5・1254）又は、町民課保健福祉グループ（電話5・1115・告知端末機5・8815）でお受けいたします。

保育所の運営には、電源立地地域対策交付金
が利用されています。



とき 12月15日(日)
11:00~17:00
ところ トナカイ観光牧場

トナカイソリやスノーモービル、
最後は花火で、楽しい冬のひと時を
トナカイ観光牧場で過ごしませんか？

トナカイホワイトフェスタ 2013

問い合わせ先 経済課産業グループ 電話 5-1116 告知端末機 5-8818